

モニタリングレポート(令和2年度)

施設名	鈴鹿市第1療育センター		
施設所在地	鈴鹿市西条五丁目118番地の3		
指定管理者名	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会		
評価担当課	障がい福祉課	問合せ先	059-382-7626
施設の運営状況	(確認方法)月次報告, 事業報告書		
児童発達支援事業延べ利用者数	4,919名	放課後等デイサービス延べ利用者数	1,333名
居宅訪問型児童発達支援事業	75名		
事業収支	(確認方法)事業報告書		
項目	計画値(単位:円)	実績値(単位:円)	計画比(単位:円)
指定管理料	41,183,000	41,183,000	0
障害福祉サービス等事業収入	97,232,000	105,791,346	8,559,346
その他	269,000	564,065	295,065
事業活動収入計	138,684,000	147,538,411	8,854,411
人件費(給与・法定福利費等)	116,451,000	115,383,637	▲ 1,067,363
事業費	2,113,000	1,633,289	▲ 479,711
諸謝金	103,000	102,950	▲ 50
保健衛生費	274,000	244,682	▲ 29,318
保育材料費	427,000	247,928	▲ 179,072
消耗器具備品費	1,051,000	801,450	▲ 249,550
教育指導費	106,000	115,509	9,509
車両費	152,000	120,770	▲ 31,230
事務費	9,140,000	7,850,249	▲ 1,289,751
福利厚生費・旅費・研修費	523,000	466,357	▲ 56,643
事務消耗品費・印刷製本費	1,119,000	887,871	▲ 231,129
水道光熱費	126,000	116,599	▲ 9,401
修繕費	1,742,000	594,440	▲ 1,147,560
通信運搬費	682,000	799,212	117,212
会議費・広報費	5,000	4,080	▲ 920
業務委託費	1,054,000	1,104,640	50,640
手数料	423,000	340,042	▲ 82,958
保険料	601,000	595,490	▲ 5,510
賃借料	2,185,000	2,210,534	25,534
公租公課支出	13,000	12,648	▲ 352
保守料	667,000	718,336	51,336
負担金	10,000	10,000	0
事業活動支出計	127,714,000	124,877,175	▲ 2,836,825
事業活動収支	10,970,000	22,661,236	11,691,236
施設整備等による収支	▲ 1,843,000	▲ 1,321,375	521,625
その他の活動による収支	▲ 63,463,000	▲ 98,355,988	▲ 34,892,988
当期資金収支	▲ 54,336,000	▲ 77,016,127	▲ 22,680,127

評価項目	確認方法	評価	所見
業務の履行確認 (計画書や仕様書の内容を満たしているかを○×で評価)	月次報告書	○	適切に履行されている
	現地調査	○	適切に履行されている
	定例報告会	○	適切に履行されている
サービスの質 (「優良・良・普通・要改善」の4段階で評価)	アンケート	優良	要望はあるが、利用者は満足している
	現地調査	優良	利用者への支援内容は適切である
業務遂行能力 (各種財務指標等を参考に同業他社との比較も含めて○×で評価)	貸借対照表 (拠点区分)	○	純資産がプラスである。
	年度事業報告書 (収支計算書)	△	本年度収支はマイナスとなっているが、前年度までの資金残高により調整できており問題は無い。
	年度事業報告書 (財産目録)	○	資産が負債を上回っている。 (差引純資産がプラス)
年度業務報告書の内容評価			○適・不適
業務の履行、サービスの質、業務遂行能力いずれの点においても適切に実施されている。			
定例報告会の頻度と内容の評価			○適・不適
月1回の定例報告を受けている。 課題等については、随時協議を行っている。			
緊急時の対応評価			○適・不適
報告を要する案件はなかった。 法人内部での報告体制はできており、必要事項は市にも報告される。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策も適切に実施している。			
指定管理者の総括評価			○適・不適
業務の履行やサービスの質、業務遂行能力では問題はなく、また、児童発達支援センターとして、圏域における中核施設としての姿勢も良好である。			
施設の課題と対策			
利用希望者の増加に伴い、令和元年10月に第2療育センターを開設した。 今後も利用希望者の増加が予想されるため、利用希望者のニーズに答えられる体制を構築していく必要がある。			
施設の方向性			
昭和52年の開設以来、障がい児に対する機能回復訓練、療育指導及び生活指導を行っており、継続した福祉サービスの提供を行っている。 また、平成28年には地域の指導的役割も担う、中核的な療育施設として位置づけられる「児童発達支援センター」の指定も受けており、本市の児童発達支援における中心的な役割を担っており、引き続き継続した運営を行っていく。			